

## 保有個人情報の開示・不開示等の決定基準について

総 裁 決 定

平成 17 年 3 月 25 日

平成 25 年 4 月 1 日一部改正

平成 27 年 4 月 1 日一部改正

平成 29 年 5 月 30 日一部改正

令和 4 年 3 月 30 日一部改正

令和 5 年 3 月 31 日一部改正

令和 7 年 6 月 1 日一部改正

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）は、個人情報の適正な取扱いに関し、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としている。

法第 76 条においては、何人も、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができるとされているが、開示請求に係る保有個人情報は、法第 78 条第 1 項各号に掲げる情報が含まれている場合を除き、開示することとされており、開示に関する判断は、個人が人事院の保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で開示が重要であるとの観点から、原則開示の精神に立って、下記第 1 の「保有個人情報の開示・不開示の決定基準」により行うものとする。

また、法第 90 条においては、何人も、開示を受けた保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報の訂正を請求することができ、法第 98 条において、適法に取得されたものでない場合等には、当該保有個人情報の利用停止を請求することができる。当該訂正及び利用停止の判断については、それぞれ、下記第 2 の「保

有個人情報訂正基準」及び下記第3の「保有個人情報の利用停止基準」により行うものとする。

## 記

### 第1 保有個人情報の開示・不開示の決定基準

#### 法第78条第1項第1号（開示請求者に関する情報）関係

- 一 開示請求者（第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第86条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

#### 1 趣旨

- （1） 本号は、開示請求者に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。
- （2） 本法の開示請求権制度は、本人に対して当該本人に関する保有個人情報を開示するものであり、通例は本人の権利利益を害するおそれはないものと考えられる。しかし、開示が必ずしも本人の利益にならない場合もあり得ることから、そのような場合には不開示としたものである。

#### 2 解釈

例えば、カルテの開示の場合、インフォームドコンセントの考え方から相当程度の病状等を開示することが考えられる場合がある一方で、患者の精神状態、病状の進行状態等から、開示することにより病状等の悪化をもたらすことが予見される場合もあり得る。このような場合において、本人に関する保有個人情報であることを理由として一律に開示義務を課すことは合理性を欠くこととなる。

### 3 運用

本号が適用される局面は、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、個々の具体的なケースに即して慎重に判断する必要がある。

法第 78 条第 1 項第 2 号（開示請求者以外の個人に関する情報）関係

- 二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
- ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

1 趣旨

- （１） 本号は、開示請求者以外の個人（（２）において「第三者」という。）に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。
- （２） 開示請求に係る個人情報の中に、第三者の情報が含まれている場合があるが、第三者に関する情報を本人に開示することにより当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあることから、第三者に関する情報は不開示情報としたものである。

## 2 解釈

- (1) 「個人に関する情報」は、「個人情報」とは異なるものであり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。
- (2) 個人に関する情報であっても、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、第3号の適用を受けるため、本号から除外している。
- (3) 「その他の記述等」とは、氏名及び生年月日以外の記述又は個人別に付された番号その他の符合等をいう。映像や音声も、それによって特定の個人を識別することができる限りにおいて「その他の記述等」に含まれる。
- (4) 「特定の個人を識別することができる」とは、当該情報の本人である特定の個人が誰であるか識別できることをいう。
- (5) 「他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、当該情報のみでは特定の個人を識別できないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。

照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関である場合も含まれ、また、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、通例は「他の情報」に含めて考える必要はない。
- (6) 「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、個人に関する情報の中には、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、開示すれば財産権その他の個人の権利利益を害するおそれがあると認められたりするものがあることから、特定の個人を識別できない場合であっても、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合を不開示情報としたものである。
- (7) 本号ただし書により開示とする情報は、次のとおりである。

ア 「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが

予定されている情報」（本号イ）

(ア) 「法令の規定」には、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。

(イ) 「慣行として」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。

当該情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしてもそれが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には該当しない。また、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第5条第1号イの「慣行として公にされ」ている情報は、慣行として開示請求者が知ることができる情報に含まれる。

(ウ) 「慣行として開示請求者が知ることができる情報」に該当するものとしては、請求者の家族構成に関する情報（妻子の名前や年齢、職業等）等が考えられる。

(エ) 「知ることが予定されている情報」とは、実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている場合をいう。「予定」とは将来知らされることが具体的に決定されていることは要しないが、当該情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものと考えられることをいう。

例えば、複数の者が利害関係を有する事項についての調査結果を当事者に通知することが予定されている場合において、開示請求の時点においては、未だ調査結果の分析中であつたため通知されていなかった場合が想定される。

イ 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」（本号ロ）

不開示情報該当性の判断に当たっては、当該情報を不開示にすることの利益と開示することの利益との調和を図ることが重要であり、開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よ

りも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないとするものである。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性の高い場合も含まれる。この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

ウ 「公務員等の職及び職務の遂行に係る情報」（本号ハ）

(ア) 公務員等の職及び職務の遂行に関する情報は、情報公開法第5条第1号ハにおいて、政府の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から不開示情報から除外されており、本法においても、同様に、不開示情報から除外することとしたものである。

(イ) 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人又は地方公共団体等の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該職務の遂行についての情報を意味する。例えば、苦情相談に対する担当職員の対応内容に関する情報などがこれに含まれる。

エ 「職及び職務の遂行の内容に係る部分」

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、本号イに該当する場合には、例外的に開示することとなる。人事異動の官報への掲載その他行政機関等により職名と氏名を公表する慣行がある場合や、行政機関等により作成され、又は行政機関が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名が掲載されている場合には、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合に該当する。

### 3 運用

開示請求者以外の個人に関する情報は、一度開示されると当該個人に対して回復し難い損害を与えることから、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の観点から最大限に尊重するものとする。

法第78条第1項第3号（法人等に関する情報）関係

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

1 趣旨

（1） 本号は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

（2） 本号イは、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を不開示情報としたものである。

（3） 本号ロは、行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された情報であって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものを不開示情報としたものである。

（4） 本号ただし書は、法人等又は事業を営む個人の事業活動により、現に発生しているか、又は発生するおそれがある危害等から人の生命、健康等を保護するために開示することが必要であると認められる情報を不開示情報から除くこととしたものである。

2 解釈

- (1) 「法人その他の団体」とは、株式会社等の会社法上の会社、一般財団法人、一般社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含まれる。

一方、国等の公的性格に鑑み、法人等とは異なる開示・不開示の基準を適用すべきであるので、本号から除き、その事務又は事業に係る不開示情報は、第7号において規定している。

「法人その他団体に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と関連性を有する情報をいう。なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。

- (2) 「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益」とは、次のとおりである。

ア 「権利」には、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を含む。

イ 「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

ウ 「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含む。

- (3) 「行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された情報」には、行政機関等の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、行政機関等の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、行政機関等が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、含まれる。

「行政機関等の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令を含まないが、行政機関の長等が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出

を求めた場合は含まれる。

「開示しない」とは、本法や情報公開法に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して当該情報を提供しないという意味である。また、特定の行政目的以外の目的には利用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

「条件」については、行政機関等の側から開示しないとの条件で情報を提供してほしいと申し入れる場合も、法人等又は事業を営む個人の側から行政機関等の要請があったので情報は提供するが開示しないでほしいと申し出る場合も含まれるが、いずれにしても双方の合意により成立する。また、条件を設ける方法については、黙示的なものを排除する趣旨ではない。

- (4) 「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の見取りを意味し、当該法人等又は個人において開示しないこととしていることだけでは足りない。

開示しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じて、その後の変化も考慮する。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されていたりするなどの事情がある場合には、本号には当たらない。

### 3 運用

- (1) 「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」の有無は、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、当該法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるものである。こ

の場合において、その判断が困難なものについては、法第86条第1項の規定に基づき、当該法人等又は事業を営む個人に意見を聴取するなど、事前に十分な調査を行うことにより、判断するものとする。

- (2) 本号ただし書により開示する情報は、不開示とすることにより保護される利益と開示することにより保護される利益とを比較衡量するに当たっては、開示することにより保護される利益の性質及び内容を踏まえる必要がある。

法第78条第1項第4号（国の安全等に関する情報）関係

四 行政機関の長が第82条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

1 趣旨

- （1） 本号は、国の安全等に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。
- （2） 我が国の安全、他国等との信頼関係又は我が国の国際交渉上の利益は、国民全体の基本的な利益であり、そのような国の安全等が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示情報としたものである。

2 解釈

- （1） 「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。
- （2） 「他国若しくは国際機関」（他国等）には、我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの（各国の中央銀行等）等を含む。
- （3） 「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」とは、他国等との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう。例えば、開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当すると考えられる。
- （4） 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」とは、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下するなどのおそれをいう。例えば、交渉（過去のもの

を含む。)に関する情報であって、開示することにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当すると考えられる。

### 3 運用

- (1) 不開示を前提として外国政府や国際機関から入手した情報については、「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」に該当するか判断するに当たり、必要に応じて外務省に相談する。
- (2) 国際会議の対処方針など外交分野の情報については、「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」に該当するか判断するに当たり、必要に応じて外務省に相談する。

五 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報

## 1 趣旨

- （１） 本号は、公共の安全等に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。
- （２） 国の安全等に関する情報と同様に、公共の安全と秩序を維持することは、国民全体の基本的利益であり、刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報について不開示情報としたものである。

## 2 解釈

- （１） 本号は、いわゆる司法警察を念頭においたものである。
- （２） 「犯罪の予防」とは、刑事犯であるか行政犯であるかを問わず、犯罪の発生を未然に防止する諸活動をいう。
- （３） 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。
- （４） 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、犯人及び証拠を発見、収集、保全する活動をいう。
- （５） 「公訴の維持」とは、検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。
- （６） 「刑の執行」とは、死刑、拘禁刑、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。
- （７） 「その他公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧等のほかに、これらには

該当しないが社会生活に必要な法規範等のルールが害されないよう保護し、それらに対する障害を除去することをいう。

(8) 「支障を及ぼすおそれがある」とは、公共の安全と秩序の維持のための警察活動等が阻害され、若しくは適正に行われなくなり、又はその可能性があることをいう。

(9) 開示することにより、テロ等の人の生命、健康、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又は電子情報処理システムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報も、本号に含まれる。

法第78条第1項第6号（審議、検討等に関する情報）関係

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

1 趣旨

- (1) 本号は、審議、検討等情報の不開示情報としての要件を定めるものである。
- (2) 行政機関等としての最終的な意思決定前の事項に関する情報を開示することによってその意思決定が損なわれないようにする必要があるが、意思決定前の情報を全て不開示とすることは、可能な限り開示可能な情報は開示するという観点からは適当ではない。
- そこで、開示することによって行政機関の適正な意思決定に支障を及ぼすおそれの有無及び程度を個別具体的に考慮し、不開示とされる情報の範囲を画することとしたものである。

2 解釈

- (1) 「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指す。これらの国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体等（国の機関等）について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間における審議、検討又は協議に関する情報が本号の対象である。具体的には、国の機関等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関が開催する有識者等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報を指す。

- (2) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合などを想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護法益としている。
- (3) 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合などをいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が開示されることによる国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。
- (4) 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合などを想定したもので、(3)と同様、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。
- (5) (2)から(4)までにおいて「不当に」とは、審議、検討又は協議の途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断する必要がある。

### 3 運用

- (1) 行政機関は、国会等から取得し又は自ら作成した国会等に関する様々な情報を保有しており、本号は、「行政機関」でなく「国の機関」と表現することにより、行政機関の保有する国会等に関する情報であって、行政機関の場合における第6号及び第7号に相当するものを不開示情報としている。これらの情報を開示することによる支障の有無及び程度を行政機関が判断するに当たっては、必要に応じ、国会等から情報の提供を受

け、適宜な形式で意見を聴くなどして的確に判断するように努めるとともに、当該機関、団体の憲法上の地位に照らして、開示を不相当とする意見が述べられた場合にはこれを十分斟酌するなど、慎重な考慮に基づく運用が必要である。

(2) 本号は、審議、検討又は協議に関する情報を開示することによって、当該意思決定に不当な支障を及ぼす場合に限られるものである。

(3) 審議、検討又は協議に関する情報については、国の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が全体として政策決定の一部の構成要素である場合や、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる場合等、審議、検討又は協議の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意する必要がある。また、審議、検討又は協議が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議、検討又は協議に関する情報が開示されると、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討又は協議に係る意思決定に不当な影響を与えたりするおそれがあれば、本号に該当し得る。

(4) 研究会等に関する情報についても、上記の審議、検討又は協議に関する情報の一般原則が適用される。すなわち、研究会等に関する情報の開示・不開示は、当該研究会等の性質、審議事項の内容に照らし、個別具体的に、率直な意見の交換等を「不当に」損なうおそれがあるかにより判断されることとなる。

法第78条第1項第7号（事務又は事業に関する情報）関係

- 七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
- ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
- ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

1 趣旨

- （1） 本号は、事務又は事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。
- （2） 本号は、国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体等（国の機関等）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示情報としたものである。

2 解釈

(1) 「次に掲げるおそれ」としてイからトまでに掲げたものは、国の機関等が行う事務又は事業に関する情報であつて、その性質上、開示することによって、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。これらの事務又は事業の外にも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であつて、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等があり得るが、それについては「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」で判断する。

(2) 「当該事務又は事業の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。

(3) 本号に列記された支障の内容は、次のとおりである。

ア 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(本号ハ)

(ア) 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の正否を調べることをいう。

(イ) 「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

(ウ) 「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

(エ) 「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

(オ) 監査等の事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。

(カ) 監査等の事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査

事項等の詳細な情報のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽したりするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示となり得るものである。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは不開示情報に該当し得ると考えられる。

イ 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」

(本号ニ)

(ア) 「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

(イ) 「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

(ウ) 「争訟」とは、訴えをを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく審査請求その他の法令に基づく不服申立てがある。

(エ) 国等が一方の当事者となる上記の契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があり、当事者としての利益を保護する必要がある。

ウ 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」 (本号ホ)

(ア) 国の機関等が行う調査研究（ある事柄を調べ、真理を探究すること）の成果については、社会、国民等にあまねく還元することが原則であるが、成果を上げるためには、従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにすることも重要である。

(イ) 調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①調査研究の途中段階の

情報などで、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民や関係者に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれのあるもの、②試行錯誤の段階の情報で、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

エ 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」  
(本号へ)

- (イ) 国の機関等が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関すること）に係る事務は、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該機関の自律性を有するものである。
- (ロ) 人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、人事評価や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

### 3 運用

- (1) 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」については、本規定は行政機関の長の恣意的判断を許容する趣旨ではなく、客観的に判断される必要がある。「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。
- (2) 公平審査に係る訴訟で、人事院が被告となっている訴訟の関係書類で、法務省本省及び法務局で作成した書類については、事案を法務省に移送することとする。

## 第2 保有個人情報の訂正基準

### 法第92条（保有個人情報の訂正義務）関係

行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

#### 1 趣旨

本条は、訂正請求に対する行政機関の長等の訂正義務を明らかにするものであり、訂正請求に理由があると認めるときは、行政機関の長等が、利用目的の達成に必要な範囲で、当該保有個人情報の訂正をしなければならないことを定めるものである。

#### 2 解釈

- （1） 「訂正請求に理由がある」とは、行政機関等による調査等の結果、請求どおり保有個人情報事実でないことが判明したときをいう。
- （2） 訂正請求権制度は、行政機関の長等の努力義務として定めている法第65条の「正確性の確保」を受けて、本人が関与し得る制度として設けるものであり、本条は同条と同様に、利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付けるものである。訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に照らして、訂正の必要がないときは、訂正する義務はない。
- （3） 請求内容に理由があるかどうかを判断する調査は、保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で行えばよく、訂正をすることが利用目的の達成に必要でないことが明らかな場合は、特段の調査を行うまでもない。具体例としては、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合は、訂正する必要があることが考えられる。
- （4） 適切な調査等を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかにならなかった場合には、

当該請求に理由があると確認ができないこととなるから、行政機関の長等としては、訂正決定を行うことはできない。

### 3 運用

適切な調査等を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかにならなかった場合には、必要に応じ、当該保有個人情報の事実関係が明らかでない旨を追記する等の適切な措置を講ずることとする。

### 第3 保有個人情報の利用停止基準

#### 法第100条（保有個人情報の利用停止義務）関係

行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

#### 1 趣旨

本条は、利用停止請求に対する行政機関の長等の利用停止義務を明らかにするものであり、利用停止請求に理由があると認めるときは、行政機関の長等が、当該行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該保有個人情報の利用停止をしなければならないことを定めているものである。

#### 2 解釈

- (1) 「利用停止請求に理由がある」とは、法第98条第1項第1号又は第2号に該当する違反の事実があると行政機関の長等が認めるときである。
- (2) 「個人情報の適正な取扱いを確保する」とは、法第98条第1項第1号又は第2号に該当する違反状態を是正する意味である。
- (3) 「必要な限度」とは、例えば、利用停止請求に係る保有個人情報について、その全ての利用が違反していれば全ての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行う必要があるということである。また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足りる。この場合、当該保有個人

情報を消去するまでの必要はなく、仮に消去してしまうと、本来の利用目的内での利用も不可能となり、適当でない。

### 3 運用

利用停止請求に理由があるかどうかの判断は、人事院の所掌事務、保有個人情報の利用目的及び本法の趣旨を勘案して、事実を基に客観的に行う。